

表1-52 市街地地租改正による新地租額

地区名		100坪当たり 地租
		円
東	京	4.161
兵	港	4.053
神	港	5.690
大	阪	4.638
京	都	1.246
名	屋	1.236
長	崎	2.021
水	戸	0.637
高	崎	1.057
前	橋	0.632
三	島	1.643
横	小	6.340
横	元	7.502
小	田	0.585

注 各「新旧税額比較表」(『明治初年地租改正基礎資料』下巻)より作成

手され、七九年十月二十四日地租改正事務局の裁可を得た。この時には、小田原も神奈川県管轄下に入っており、統一した方針の下にすべて横浜と同様の方式で実施された。「沽券税法」下では、一〇〇坪当たり一六錢二厘余であった地租が、改正によって五八錢五厘に増加している(貫属住居屋敷地と町地とを合した市街地の数値)。しかもなお、横浜市街地よりは格段の低額である(表一―五二)。

参考までに、市街地地租改正で、郡村地と同様地価一〇〇分の三の地の税を負担することになった全国主要都市と横浜・小田原の地税負担を表一―五二に掲げておこう。これによれば、前述したように、横浜市街の地租は全国でもぬきんで高く、一方、小田原市街は、近くの三島あるいは、関東の地方都市とくらべても低位にある。神奈川県は、市街地地租負担で、いわば両極に位置する都市を持っているといえよう。

が、租税寮は、現実の面積を調べ、村名受の公有地として地券を下付することを命じている(『租税寮改正局日報』明治六年三三号『明治初年地租改正基礎資料』上巻二四二ページ)。芦ノ湯と同じく「沽券税」を施行したのであるが、村受公有地の地券を交付した点が特異である。

小田原市街の地租改正 前述のように、一般郡村地での地租改正進捗にと

ない、市街地での地価一〇〇分の一の「沽券税法」を、郡村同様地価一〇〇分の三に改定する地租改正が行われるが、小田原においても、これが一八七六(明治九)年から着

注

- (1) 「地券諸届届纂録」 「旧足柄県諸届届」(宇田川家文書)。
- (2) 明治五年十一月十五日足柄県「貫属屋敷地券渡方ニ付伺書」(「地券諸届届纂録」)。なお、これと同主旨の「足柄県大意」が、「租税寮改正局日報」、明治五年四一号(『明治初年地租改正基礎資料』上巻一一二ページ)にも掲げられている。
- (3) 注(1)「地券諸届届纂録」
- (4) 「租税寮改正局日報」、明治六年二三号(前掲書二〇六ページ)所掲。また、同文のもの(若干字句の違いがある)が、前掲「地券諸届届纂録」にも載せられている。

第二節 郡村地への壬申地券交付

一 旧神奈川県での地券交付

地所永代売買解 明治五年(一八七二)二月十五日、政府は、地所永代売買を解禁し、同月二十四日、売買譲渡地への「地所永代売買解 禁と地券交付 券渡方規則」を布達して、前述東京府下など市街地にひき続いて、郡村地への地券交付に着手した。

このとき、さきに横浜市街地への地券交付を伺い出た神奈川県令陸奥宗光は、抱懐する「田租改革」意見を太政官に上申した。同年四月のことである。この建議は五月裁可され、大蔵省で検討されることになったが、これにともない、六月十八日陸奥は大蔵省租税頭に抜擢された。この陸奥租税頭の下で、七月四日、全国一般の土地への地券交付が発令され、同月二十五

日、租税寮内に改正局が新置されて、新たな地租法の準備が進められた。

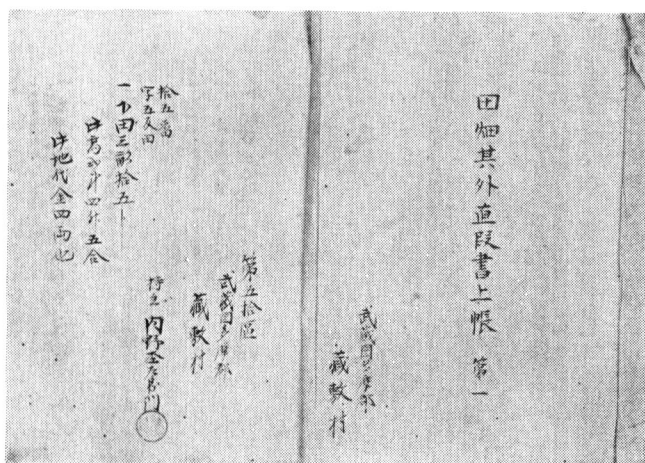
当時、現神奈川県および三多摩からなる地域には、神奈川・足柄の二県が置かれ、したがって、壬申^{じんしん}地券交付と地租改正の初期段階とは、二県でそれぞれ別個に進められていくことになる（一八七六年四月まで）。

神奈川県での 神奈川県での地券交付事業の開始は、まだ陸奥が県令であった明治五年（一八七二）五月ころと考えられる。地券交付着手 すなわち、同月付、陸奥の大蔵省あて「神奈川県地券心得書」公布方伺（後述）の初か条に「今般地所永代

売買解禁と地券渡方規則公布があったので）田畑及び山林等近傍、売買直段其他持主に、おいて適宜之価書き出すべき旨、村々江觸示し置候間、書出次第、讓渡の分同様、悉皆地券相渡候様仕るべく存じ奉り候」（『明治初年地租改正基礎資料』上巻補遺四ページ）とあって、県は、遅くも五月に、地券交付の作業を命じる觸示を発したことがわかる。

ところで、県が右の伺を出した時点では、政府はまだすべての地への地券交付は発令していない。また、同伺の第二条では、県独自に、地券交付にあたり、種々の形態をもつ在来の質地を整理するための「心得書」案一〇か条を作り、裁可を求めている。いずれも、陸奥宗光を県令とした神奈川県が、政府の地券交付・地租改革の方針にきわめて積極的な姿勢をとっていたことを示している。この伺は、両条とも、七月に大蔵省から許可された。このとき、陸奥はすでに租税頭となっており、いってみれば、自分が県令として提出した伺を、自ら租税頭として裁可したわけである。

さて、右伺が裁可された五年七月、県は、地券取調掛附属等外一等に、添田七郎右衛門（知通・橋樹郡市場村名主）、下田半兵衛らを任命するとともに、管下各村に、前述五月「觸示」（正確な日付と全文は不明）にもつき、「田畑其外直段書上帳」の雛形を木版で印刷し配布した。多摩郡蔵敷村に配布された同雛形（東京都東大和市蔵敷 内野祿太郎家文書）には、「壬申七月各村エ老冊ツ、御渡」と記され、その配布時点が確認できる。なお、質地「心得書」も印刷・配布されたものの日付は、七月となっ



「田畑其外直段書上帳」 (部分)

内野禄太郎氏蔵

ているが、右蔵敷村へ配布された分の表紙(前掲「内野家文書」)に「壬申八月廿三日各村長エ壱冊ツ、御渡」とあるように、実際に村方へ渡されたのは、書上帳雛形より一か月遅い八月であった。

「田畑其外直段書上帳」の作成

こうして、神奈川県各村方での地券取調べ作業は、政府がすべての地への地券交付を布告したのと、ほぼ同時に開始された。

橘樹郡末長村では、七月二十八日付で、この区域を担当する地券取調べ附属添田七郎右衛門から次の「順達」(川崎市高津区末長 中山清家文書)が届いている。

- 今般地券取調、左之日割之通巡廻可致、尤其已前調方行届、県庁江差出し候村々差除、未夕取調中之分は精々実地適宜之取調致置、我等巡廻之上一覽、夫々談判可及候得共、郡中一般稠密調上之義、悉ク手数も相掛候ニ付、各区元戸副長において、区内エ協力注意いたし、一同申合勉強可致様、御沙汰之次第モ有之、依而は各区村々其節出会は申触候様いたし度、且差向調方都合左ニ
- 一 檢地帳其外名寄小拾帳等へ番号引合候様可致事
 - 一 一筆之田畑ヲ切取歩ニいたし、式人、三人、幾人ニテ所持罷在候とも、其原歩肩書ニ頭シ遣可申事
 - 一 有高無反別之村方は田畑一枚限見面反別新ニ番号ヲ極可申事
 - 一 一切添・切開等ニ而無高有反別之分は、是又一枚限番号を付、別帳ニ可認事

一 質地年季中之分は質入之払主方へ仮ニ引付、旧弊ニ不抱、(地) 当今之直段ニ準照シ、払代金可書出事
 右之通概略申達候、尚且細着々と可申談、此状不限屋夜至急順達、從留可被相返もの也
(明治五年)

壬甲

七月廿八日

神奈川県出役
 地券取調掛附属

添田七郎右衛門

地券取調掛附属は、分担区域を巡回するとともに、右のような順達を、随時村々に回し、村では、これらを筆写して調査の
 拠りどころとし作業を進めた。

右順達は、「田畑其外直段書上帳」作成の基本方針を指示したものである。要約すれば、(一) 書上帳は、一筆ごとに検地帳
 などと照合して作成する、(二) その際、高があつて実際には土地がないもの、無高で土地のみがある切添・切開・隠田など検
 地帳等旧公簿と照合できない分は、別記し明らかにしておく、(三) 年季中の質地は、仮りに質取主の分に載せ、現在の相場で
 質代金を記載する、という内容であつた。

県は、各村から、日限通り作業を完了するとの請書をとつて「田畑其外直段書上帳」の作成を急いだが、上述の方針は、実
 際に直面して種々の難問が生じ、容易に進捗しなかつた。

多摩郡では、県地券掛附属下田半兵衛が、九月三日付で發した触達(明治五年御用留 戸長尾崎次郎右衛門「東京都八王子市上
 恩方」尾崎知三家文書、および「触達」同草木兵治家文書)のなかで、「先般地券取調御用に付廻在の上、区毎宿村一筆限り地価書上
 方(田畑其外直段書上帳)作成のこと)日限請書差出され候処、未だ遅れにおよび候村方多く、県庁に於て取調方差支」(一) えてい
 と、作業遅延の現状をのべ、さらに廻村するから、未提出の村は、印形・書上帳下書の出来ている分を持参し、宿所に出頭

するよう命じている。上恩方、上・下川口村など一五か村からなる三九区では、右触達をうけて九月五日と七日付で地券掛附属永嶋龜一郎の廻村が達せられ（前掲 尾崎知三家文書および草木兵治家文書）、「書上帳」未提出の村に、「本紙或は下調帳共引合すべき検地帳の類、割付等の書類」持参の上出頭が命じられている。永嶋は、同月十二日二ノ宮を出立して、昼、伊奈村にいたり、ここに三九区諸村役人に、諸書類・印形持参集合を命じ、種々「談判」を行った。

こうした督促にもかかわらず、三九区では、一八七三（明治六）年二月二十四日現在、引田村上知分、上・下川口村、上方村の四か村がまだ「地券一筆地価書上帳」を提出しておらず、「甚等閑の至にて不都合に付、至急差出候様」との催促をうけている有様であった。

都筑郡片平村では、五年八月に、戸長が小前惣代を集め、この村の「田畑其外直段書上帳」作成には、検地帳の代わりに「天保度一筆限帳」を用いることを定め、異議ないように「請書」（川崎市多摩区片平「田畑直段付請書」安藤資次家文書）をとり、作業にとりかかった。「請書」の全文は次の通りであった。

差出申一札之事

御一新二付、今般國中一般地所ニ関係いたし候分、一筆限地代取調可差出旨、御触達并ニ地券御渡ニ相成候ニ付而は、右地所江突合へく、検地帳・名寄帳取揃、是又可差出旨御触達之趣、一同承知奉畏候、然ル処、当村之儀ハ往古々検地帳・名寄帳無御座候ニ付、天保度御書上ニ相成候地所一筆限取調帳を以、此度御取調可被下候、右ニ付従来持高入狂ひ候共、今般改正之儀ニ付一言之義申間敷候、右天保度帳面を以御認御書上可被下候、為後日小前惣代連印、如件

明治五壬申年八月

御役人中

武州都筑郡片平村

小前惣代（以下人名略）

また、橘樹郡末長村では、五年八月、一応「書上帳」を作成したが、廻村の添田地券取調掛附属から、書上げの反別・地代金額が過少だとして再三の説諭をうけた（前掲 中山清家文書）。

以書付申上候

今般地券為御取調御巡廻被成、兼而御布告之通田畑・山林・小物成場等総而生地之分一筆限実地取調、当今適當直段地代金積立、可書上は勿論之義ニ候処、持主・小前之内中ニは心得違いたし、見面減歩ニ申来し、又は小作米金等減少ニ申出、自然作徳ニ走り方ニ為差響、兎角^(金)今高相劣りを是とし、如何之懸疑を見越し居候者も可有之哉、左候而は御旨趣ニ悖り候而已ならず、後日再応券証御書替相願候節は、眼前ニ不都合之義ニ付、精々正路ニ調方可致旨、厚御説諭之赴承知仕、小前持主之者共へ篤と申聞、夫々取調書上候処、隣村々江見平均候而は格段金高相劣り、不相当之義と尚再三御説得御座候得共、元来当村之義ハ悉薄地ニ而、外村々之振合ニ比較候而は実以地味相劣、全当時流用質地之直段ニ引付、精算調方および書上候義ニ而、此上何様御検査有之候とも、右之外金高可進様無之候間、此段以書付申上候

武蔵国橘樹郡末長村

戸長 中山 重兵衛

副長 渋谷 定右衛門

副長 渋谷 武七

小前惣代 川野 市三郎

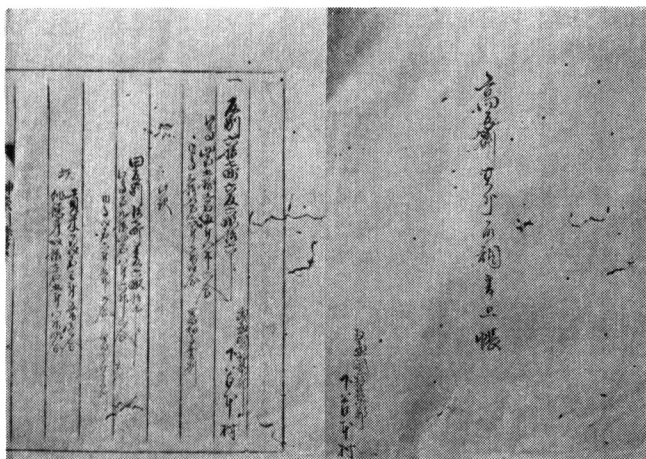
明治五年壬申九月

神奈川県

地券取調掛御出役

添田七郎右衛門殿

これによれば、巡回地券掛は、末長村の書上げた地代金額に満足せず、その引上げを求め、村では、当今の質地直段を基準とした地味相応額だとして、これに反発した。一応「書上帳」を作成した村でも、このような問題が生じていることは、地代金の決定が容易でないことを示すものであった。



「高反別其外取調書上帳」(部分)

吉浜俊彦氏蔵

「高反別其外取調書上帳」の作成

このため、県は十月にいたって、「反別高貢米小作明細書取調ノ事、反別高貢米作徳等取調ノ事」(「神奈川県布達全書目録」明治元年—十年 神奈川県立文化資料館蔵)を布達し、各村に、「高反別其外取調書上帳」の木版雛形を配布して、その調査作成を命じた。これは、一村の田畑その他各地目ごとに(一筆限調査ではない)、川欠等を除いた現反別を書き上げ、その貢米(正租・本途米)・作徳米(「小作取立米之内貢米江相掛り候口米・延米・搾貢米・海陸運賃米其外諸般高掛り村入費等迄総而代米ニ而引去り地主全作徳米之分」)・作徳永を調べようとするものであった。

このとき県は、実際の売買賃入価にもとづいて地代金(地価)を定めるのは困難であり、地代金決定の基礎として、地主の作徳額を把握する必要があると判断したのであろう。

この「高反別其外取調書上帳」が村から提出されたのは、地区により異なり、明治五年(一八七二)十月ないしは六年九月のようである。このときの調査結果の一端を表一―五三に掲げる。同じ中田でも、村によって当然土地条件(肥沃度など)は異なるが、これと関係なく貢租諸掛りに厚薄があるため、水田では、小作料の高い地にかえて地主作徳が少なく、小作料の低い地で、地主作徳が多いという傾向があらわれている。すなわち、小作料高は、土地の生産力によってではなく、貢租の多少によって規定されているようである。畑では、小作金額・貢租諸掛りそれぞれが無関係に

表1-53 神奈川県諸村「作徳米永取調書上」の結果(明治5-6年)

区分	村名	(1) 小作米金	(2) 内貢米金 (含口延 米金)	(3) 村入用・ 諸掛り	(4) (2)+(3)	(5) 残り作徳米金 (1)-(4)	調査年月
田(中田)一 反当たり	久良岐郡富岡村	1石00	0石507 (50.7)	0石176 (17.6)	0石683 (68.3)	0石317 (31.7)	明治 5年7月
	都筑郡下川井村	0.85	0.426 (50.1)	0.075 (8.8)	0.501 (58.9)	0.349 (41.1)	6年9月
	橘樹郡北綱島村	0.90	0.36936 (41.0)	0.17965 (20.0)	0.54901 (61.0)	0.35099 (39.0)	5年10月
	三浦郡松輪村	0.80	0.33169 (41.5)	0.07674 (9.6)	0.40843 (51.1)	0.39157 (48.9)	6年9月
畑(中畑)一 反当たり	久良岐郡富岡村	750文00	55文10 (7.3)	400文00 (53.3)	55文10 (60.7)	294文90 (39.3)	5年7月
	都筑郡下川井村	0円3500	0円2163 (61.8)	0円1766 (50.5)	0円3929 (112.3)	(-)0円0429	6年9月
	橘樹郡北綱島村	750文00	123文09 (16.4)	205文52 (27.4)	328文61 (43.8)	421文39 (56.2)	5年10月
	三浦郡松輪村	1円0000	0円2126 (21.3)	0円15 (15.0)	0円3626 (36.3)	0円6374 (63.7)	6年9月
	多摩郡上恩方村	750文00	155文00 (20.7)	346文50 (46.2)	501文50 (66.9)	248文50 (33.1)	5年
	高座郡相原村	1円0000	0円3203 (32.0)	0円1331 (13.3)	0円4534 (45.3)	0円5466 (54.7)	6年9月

注()内は、小作米金中に占める比率

高下し、一定の傾向は認められない。

地代金の算定 ついで、この調査を基にして、各村で地代金の算定が行われた。県は、この

算定法を、「触達」などで明示せず、地券掛附属を通し、指示した。この算定法は、当時の土地売買の際の地価の定め方によったと思われる。それは一八七三(明治六年)四月、大蔵省による地方官会同へ提出するために県が作成した資料(「地方之儀ニ付申上候書付」)に、次のように示されている(水田についてのみ掲出 大蔵省蔵松方文書)。

在々田畑売買は土地之肥瘠并売手・買手之存意・見込ニ而、一村内ニも悉異同有之、何分ニも難差定義ニ候得共、管内一般相糺、上中下押平均凡之目的取調候処、左之通

- 一 田高壺石 石盛十
- 此反別壺反歩
- 此貢米四斗
- 外米壺升壺合四勺 口米
- 小以米四斗壺升壺合四勺 貢租

此斗立四斗三升四合九勺

永六百式拾五文 高巻石ニ付金式分式朱之積高掛入費

此米巻斗八升七合五勺

但金巻両ニ付
凡米三斗替

合米六斗式升式合四勺

見面巻反式畝歩

但式割繩延之積

此小作米巻石巻斗四升

但巻反ニ付
九斗五升積

残米五斗巻升七合六勺 作徳利益

此代金巻円七百式拾五文三分 但金巻両ニ付
凡三斗替

右代金江十倍増

原価拾七円永式百五拾三文

但原価ニ割合利益巻割ニ当ル

(ただし、右の算定法は、大蔵省の「地所売買之節原価ニ割合、一ケ年之利益何朱ト定メ、売買いたし候哉、實際之模様取調之事」という質問に答えたもので、この解答をした一八七三年四月の時点で、県下では、すでに地代金の算定が始められていた。したがって、右には、当然県が村々に指示した地代金算定法が逆に反映しているともみなければならない。)

さて、県が指示した地代金算定法は、完全に画一的なものではなかったようである。それは、「在々田畑売買は……一村内にも悉異同有之何分ニも難差定」い現状の反映とみることができる。

神奈川県は、前述のように、「高反別其外書上帳」により、小作料から地主作徳高を調査したので、一般には、この作徳高を一〇倍して地代金を求める方式をとった。これは、橘樹郡梶ヶ谷村(明治五年十月「田畑貢米永并諸人用永作徳取調帳」筑波大学蔵

川崎市高津区 田村義員家文書)、愛甲郡棚沢村(明治五年十月「地券御渡ニ付田畑字付直段書上任出帳」厚木市棚沢 関原徳三家文書)の事例から、うかがうことができる。

この方式は、単純で、短時日のうちに地代金算定が可能で、かつ、右に掲げた実際売買の際の地代金の決め方と合致している。しかし、表一―五三からわかるように、現実の貢租は、村内同一地位の耕地でも、所領の違い・村入用・諸掛りの多少で軽重があり、したがって、この算定方式によれば、同一村内の同一地位の耕地でも、地代金に差違が生じることになる。

これに対し、さらに異なった地代金算定法(地券ニ付地代金積出算法)前掲関原家文書)が、県から村に提示されている。愛甲郡棚沢村にその例をみるが、同村で、実際の地代金算定に際し、いずれの算定法を採用したかは明らかでない。この「地券ニ付地代金積出算法」は次のようなものである。

一 上田老反 此小作米壹石貳斗但シ、兩ニ貳斗
五升見込

代金拾貳円 内米四斗壹升五合七才 村費

此代永壹(六八二文八分九)
六百六十文三分

但 六ヶ年平均ニして壹ヶ年分
永壹三百八十三文五分

残米七斗八升四合九勺三才

此代永三三百三十九文七分貳厘

是ヲ十倍ニして

合三十壹兩ト永三百九十七文

是ヲ五公五民ニして

合十五兩ト永六百九十八文六分

内金三兩ト永百三十九文七分二厘

右利式割引

引残而金拾貳兩ト永五百六十七文七分

是ヲ以代金定

一 中田菘反 此小作米菘石

代金拾円 内米三斗四升五合八勺七才 村費

此代永菘ノ三百八十三文五分 六ヶ年平均

残米六斗五升四合勺三才

代金貳兩ト永六百十六文五分貳厘

是ヲ拾倍ニして

金貳拾六兩ト永百六十五文二分

二ツ割

金十三兩ト永八十二文六分

内金貳兩ト永六百十六文五分 右利二割引

引ノ金拾兩ト永四百六十文

代金ニ出ヌ

一 下田菘反 此小作米九斗 但シ、兩ニ貳斗五升

代金八兩 見込相場 代永三貫六百文

是ハ水かぶり 内永壹百六文八分 六ヶ年平均壹
 其外荒事度々 引残而永貳貫四百九十三文二分 ヶ年村費
 有之見込直引 是ヲ拾倍ニして

金廿四兩ト永九百三十貳文

二ツ割ニして

金十二兩ト永四百六十六文

内金貳兩ト永四百九十三文一分

右利二割引

引金九兩ト永九百七十貳文九分

代金成

この算定法は、二つの特徴をもっている。一は、「高反別其外書上帳」調査で明らかにした地位別の小作料額だけに依拠し、貢租率は、村内一率五公五民として、地代金を算出する点である。二は、小作米から村費・貢租を控除して得た地主作徳から、さらに「右利二割引」をした額を一〇倍している点である。「右利二割引」とは、先に掲げた実際売買の地価算出において、検地帳記載反別には、二割の繩延びがあり、その分だけ地主作徳が多いとされていることから理解される。すなわち、この算出法は、繩延びのある公称反別一反歩の地代金ではなく、現実に一反歩の地の地代金を求めようとしているのである。いいかえれば、この算出法では、現実の小作料額と村費を基礎にし、貢租額は一率に五公五民とし、二割の繩延びを前提にして地代金を算出しようとするもので、貢租の均等化と繩延びの是正とがなされた上での地代金額にほかならない。

このような操作をすれば、地代金の算出作業はさらに簡易になるだけでなく、明治五年（一八七二）九月、租税頭陸奥宗光が各府県に内達した「地価取調規則」案が、太政官の裁可を得て実施に移されたとき、神奈川県では、同規則にもとづく地価決定を容易になしうることになる。すなわち、同規則「沽券税法」における「耕地ノ利益ノ全料」からの「土地ノ真価」は、神奈川県では、壬申地券時に調べた地代金を、ただ二倍するだけで（五公五民としたので）、得ることができる。

以上を理解する上での参考として、「地価取調規則」案一二条のうち第五例の地価算出法を次に掲げておこう。

一 高拾石 此反別一町歩

此貢米六石 此代金二十一円

四公六民ノ法ニシテ

一 作徳米九石 此代金三十一円五十銭

二口合金五十二円五十銭

内十円五十銭 諸費二割引

種子糞料其他必用ノ入費

残金四十二円

是レヲ十倍シ元価トス

原価四百二十円

（この例で、神奈川県が壬申地券で調べた地代金は、作徳米部分だけからの算出地価にあたり、これに貢米部分からの算出地価一五公五民ならば、作徳米からの地価と同価である一を加えれば、右例の「原価」が得られるのである。ここにおける作徳米代金から二割を控除して一〇倍する方式が、「二割引」の意味づけは異なるが「地価取調規則」案の「種子糞料其他必用ノ入費」という説明は不合理である一結

果において両者とも合致していることは、偶然ではないように思われる。)

おそらく、神奈川県は、「地価取調規則」案の公布を予期して、地代金算出法を考案したのであろう。

しかし、多くの村でなお右の地代金算定作業がなされているときに、「地価取調規則」案とは内容が一変した地租改正法の公布をみ、その作業は中絶し、これに携わった農民の労苦は徒労に帰したのである。

地券の交付

地租改正法公布以前に、地代金決定も終わっていた地区では、地券(壬申地券)の交付がはじめられていた。一八七三(明治六)年一月と推定される大蔵省租税寮改正局「地券渡済期限表」(早稲田大学蔵 大隈文書A二〇五七)

は、神奈川県は「不日」と記し、遠からず渡し済みと予想していた。しかし、同年四月の県参事高木久成の井上大蔵大輔あて上申(前掲大蔵省文庫 松方文書)では、地券交付済みは、管下八九五か村中三五五か村、約四〇割に止まっていたことがわかる。このような最終段階にいたって、地券交付・改租事業は、ふたたび最初からやり直さねばならなかったのである。

地引絵図の調製

管下の諸村で、地券交付が進められていた一八七三(明治六)年五月、県は、交付状況点検のため、各村へ「隠れた」触達」によると、それは次のように説明されている(第一一大区一一小区長が郷会所での区長集會に際して達しをうけた折写してきたもので多摩郡藏敷村内野家文書「地租改正掛筆誌」の最初に収められている)。

地引絵図ハ一村中ノ地所無遺漏、重復ナク、区画部分一目瞭然、検閲ニ便ナルヲ以テ要トス、故ニ旧帳簿ニ不関現地ノ景状ヲ摸写シ、色ヲ以テ景ヲ分チ、字番号ヲ以テ地順ヲ示シ、所有ノ名ヲ記入シ、区画部曲ヲ明ニス、其歩数ノ如キハ、図中記載ニ及ハス、是ヲ製スル外、囲内地悉ク分間坪詰ニスルニアラサレハ正図ヲ不得ト雖モ、素ヨリ地面ノ順序ヲ檢スルマデノ供用ナレハ、略図^(ママ)テテ可也、然レトモ一村全形

ヲ得スンハ内地ノ部曲位置スル能ハス、故ニ先ツ周冊方法分間シテ、外郭ヲ定メ、次ニ道路川渠等縦横条達スルモノ、池沼・山岳ノ類標拠トスベキモノ屈曲間数ヲ量リ、位置ヲ求メ、而シテ其間ノ各地ハ見取ヲ以テ模写セハ、容易ニ図成ラン歟、云爾、

明治六年第十月

郷会所ニテ各区長写ス

すなわち、このときの地引絵図は、一筆ごとの丈量を必要とせず略図でよいとされている。しかし、この作業は容易に進捗せず、県地券課は、十一月五日、橘樹・都筑・多摩郡の第三―一三区の正副区長に対し、十一月十日迄の提出を再度督促している。しかし、この作業は、おそらくこのまま停滞し、後に、県下で地租改正実施が緒につく、一八七四（明治七）年七月六日にいたって、県は、地租改正事業のための地引絵図編製を、改めて命じたのである（後述）。

二 足柄県での地券交付

地券交付の着手 足柄県相模国管下での地券交付事業は、神奈川県より遅れ、明治五年（一八七二）九月初め、地所永代売買許

可とそれにもなう売買・譲渡地への地券交付布達から始まった。このとき、中央政府では、すでに一般の地への地券交付を達していたにもかかわらず、足柄県（小田原本庁）が、足柄上・足柄下・淘綾・大住・愛甲・津久井各郡あてに達したのは、五年二月大蔵省達の「地券渡方規則」であった。しかも、この規則そのものではなく、そのうちの数か条は省かれ、さらに「検地帳・名寄帳等総而地所ニ懸リ候書類は可差出事」という一条が加えられていた。この全九か条からなる「規則」を、足柄県は、相模六郡あてに、「右の通相心得、来ル□日迄ニ地券渡方願出べく候、廻状村下受印の上、至急順達、留より相返すべきもの也」として順達したのである（表題欠綴 厚木市温水 山口忠一家文書）。そして、同時に、前述神奈川

県地券「心得書」(明治五年七月公布)をも、「右の通、神奈川県において公許を経、管内布達に及び候儀にて御趣意は全国一般の儀に付心得として相達候条、篤と披見の上、写置、刻付をもって早々順達、留村より相返べきもの也」として順達した。前者の順達で、村方からの地券交付出願期限を、空欄にしていることから知られるように、県は、この時点で、まだ地券交付の事業計画を立てていなかった。

しかし、県は当面、五郡村々に対し、九月十日までに田畑売買直段の調査を命じている。これは、次に掲げるように、簡単なものであった。

一	上田	老反ニ付	金何両何分	字何
一	中	同	同	
一	下田	同	同	
一	下々田	同	同	
一	見付田	同	同	
一	上畑	老反ニ付	金何両	字何
一	中畑	同	同	
一	下畑	同	同	
一	下々畑	同	同	
一	見附畑	同	同	
一	屋敷	同	同	

何国何郡 何村

右之外田畑名目コレアラハ、位限同様可認事

一 前同断 何字

一 前同断

右之通字モ可認事、字限幾廉ニ而も

右は当村田畑売買直段取調候処、書面之通相違無御座候 以上

(明治五年)
壬申八月

何村

足柄県御庁

名組百戸
主頭姓長

別紙之通売買直段取調、来ル十日中迄無相違可差出、廻状村下受印之上、至急順達可有之候也

壬申九月 日

足柄県庁

足柄上郡
同 下郡
淘綾郡
大住郡
愛甲郡
津久井郡

これによって、県は、地券に記載する地代金のおおよその実態把握を試みたのであろう。このことは、前述のような順達をしたにすぎないにもかかわらず、すでに、県は、すべての地への地券交付を考えていたことを示している。

地券調べの作業が、実際に開始されたのは、明治五年十月二十日からであった。

この日、県の相模五郡地券担当官が次のように示された。

権典事平松保雄 大属吉田政定 等外一等出仕渡辺栄英^{モリシヒ} 同小牧克房^{カクフサ} 等外二等出仕渡辺勝

また、同時に一郡から一人ずつが選出されて地券取調御用掛（等外二等出仕）を拜命し（明治五年十一月「地券并戸籍控帳」愛川町田代 大矢恊ひ家文書）、県からの示諭をうけた（厚木市温水 山口忠一家文書）。

その人名および示諭は次のとおりである。

大住郡 尾尻村梅原脩平、淘綾郡 生沢村二宮貞勝、足柄下郡 池上村宮内大次兵衛、足柄上郡 沼田村安藤為之助、愛甲郡 山際村中丸重郎平、津久井郡 小原村清水準之助

地券調 御用掛中江

今般全国地券方ヲ公布アルハ、人民地祿ニ就キ、所有ノ権ヲ益固シ、随テ国益ノ産出スル所ハ、田畑ヲ論セス勝手ニ耕種スルヲ得セシメ、^(地九)他ヲ尽シ、耕作ヲ勉メシムトノ厚キ御趣意ニ有之候処、万一心得違ノ者アラハ能々申諭シ、引受、一郡限り迅速ニ調上り候様、精々尽力勉勵可致候、尤全国地券方定リシ後ハ、従前ノ租法ヲ廢シ、地ノ実価ヲ以テ基本トナシ、其部分ヲ政府江納メ、検地ノ^(マ)神縮又ハ往昔ト肥瘠ヲ異ニシ、其他種々錯乱不公平ナルヲ齊平均一ニスルノ御改正被御仰出哉茂難計、此義ハ各心得迄ニ申聞置候、猶委細者掛リ官員ト可打合事

壬申十月

小前一筆限

帳の作成

そして、この日、新任の六人の地券取調御用掛に対し、早速、地券調方の新たな方針が示され（後述）、同時に村々へは、前述の「地券渡方」出願（地券願書の提出）を求めた達を取り消して、新たに「小前一筆限帳」の早急な作成を命ずる廻状が発せられた。

今般地券渡方ニ付、別紙案之通、小前一筆限帳相仕立可差出、尤至急之儀ニ付、廻状披見次第即刻取調、大村ハ格別、小村之分ハ取調出来次第、来ル廿五日迄無相違可差出、且案書解兼候廉も候ハ、左之者へ地券取調御用掛申付有之候条、最寄之方へ及尋問、聊遷延不致様、急度相心得、廻状刻付を以至急順達、留村より可相返もの也

壬申十月廿日

足柄県権令 柏木忠俊 團

村々役人

(地券取調御用掛人名略)

追而先般相違候地券願書ハ、今般差出ニ不及候条、取消ト可相心得事

別紙「小前一筆限帳」雛形は、先に掲げた神奈川県「田畑其外直段書上帳」のそれとほとんど同一である。足柄県は、先進的に事業を進めている隣接神奈川県にならいつつ作業遂行を図ったのであろう。

この廻達をうけた村々は、早速これの請書を差し出さなければならなかった。

今般前書地券御調御布達之趣、逸々被 仰渡奉承知候、依而は御調中諸雜費其外人足御入用等多分可有之趣被仰聞、是又承知奉畏候、御沙汰次第、無遅滞、急度相勤、御差支不相成候様可仕候、依之一同連印御請差上申処如件

明治五年壬申年十月

(村五人組別の人名略)

御役人中

(明治五年十月「地券御達請印帳」農林水産省農業総合研究所蔵 伊勢原市上糟屋 山口匠一家文書)

すなわち、前もって、地券調で予想される「多分」の入費を負担することを承諾させられたのである。さて、地券取調御用掛は、任命の日に、県係官から統一した調査方針を指示された(前掲山口忠一家文書および同大矢家文書)。

地券調方

一金壹兩ニ付	米三斗換	一同	高掛米直段同斷
一 徳米直段	同斷之事	一 小作預リ	米一割減之事
一 貢米	一割増之事	一 金一兩ニ付	大麥壹石
一同	粟九斗	一同	小麥四斗
一同	大豆四斗五升	一同	米三斗
一 作徳米	三斗 地代金	拾兩之事	

これによれば、「小前一筆限帳」記載小作米額は實際の一割減、記載貢米額は實際の一割増という地代金を引き下げる操作がなされ、また、米価は一石三円三三銭余に統一され、地代金は、神奈川縣と同様、作徳米をこの米価で金額換算したものを一〇倍して得ることとされた。この調査は、前述のように小村は五日間での速成が要求されたが、これが不可能なことは明らかであった。よって、例えば愛甲郡二二、二四、二五区の村々は、十一月九日付で「地券取調猶予願」（前掲山口匠一家文書）を権令あてに提出し、提出の日限の延期を表一―五四のように求めている。しかし、これらの町村を含め管下の大部分の村々では、一八七三（明治六）年に入っても完成をみなかった（後述）。

一八七三年一月九日、愛甲郡地券取調御用掛中丸重郎平は、梶からの指示をうけて管下の第三大区小一区副区長に対し、さきの「小前一筆限帳」雛形の補正および「高反別貢米永井作徳取調書上」の雛形を指示した（前掲山口忠一家文書）。

各々、横益御安康被成御座、喜悅奉存候、然者地券取調之儀ニ付、美濃紙江二行ニ相認メ、且、吾人分區別之処へ、朱書ニ而小以寄可致旨御沙汰ニ付、此段雛形相添へ、外取調方書体且一郡表雛形都合三口、以廻達仕候間、早々御順達被下度、留村々私方迄御返却可被下候、最早御認メ相成候御村方ハ認替ニ不及、草々御差出し可被成候、猶又申兼候得共、精々御尽力被成下、至急出来候様具々御願申上候、以上

表1-54 足柄県22, 24, 25区村々地券調査
延期の日程

区	村名	日限
22区	伊勢原村	11月15日
	田中村	11月16日
	板戸村	11月17日
	白根村	11月17日
	大池村	11月17日
	上端村	11月17日
	下糟屋村	11月18日
	上糟屋村	11月18日
24区	大山町	11月15日
	日向村	11月17日
	子易村	11月18日
25区	沼月村	11月15日
	粟窪村	11月17日
	東富岡村	11月17日
	西富岡村	11月18日

注 明治5年11月9日「地券取調猶予願」(山口
匠一家文書)より作成

出を考慮するにいたった(前掲山口忠一家文書および同山口
村に二十五日までの提出を強く求め、そのために官員の派
作成遅延も当然である。しかし、県は、二月、未提出の村
だ県によって雛形の訂正がなされる仕儀であってみれば、
このように、一八七三(明治六)年一月に入っても、ま

に、同郡石田村では六年十月に提出している。
税察へ進達スヘシ」と命じたのをうけて(九月雛形改正)、足
柄県が実施したもので、村ごとに明治四年につき、田畑ごと
右諸事項の一村総額を計上させた。大住郡土屋村では六年五月
・石高・租額・作徳・地価、之カ表ヲ製シ本年十二月ヲ限り租

「高反別貢米永并作徳取調書上雛形」がこれである。
「一郡表」調査とは、明治五年八月七日、大蔵省が第一〇〇号達をもって、「地券調査参考ノ為メニ、各府県管内一郡限り田畑ノ等位・反別
この廻達添えられた雛形をみると、「小前一筆限帳」は、「田畑山林一筆限取調代金書上帳」と改められている。また、右
廻達という「一郡表」とは、実はすでに十月二十日、地券取調御用掛に対し、その作成が「一郡表江可記載田畑作徳調之事」
と命じられていたのであるが、この時期にいたってはじめて、そのために村々が調べ提出すべき書き上げの雛形が示された。

一月九日
第三大区小一区
副区長御中

中丸重郎平

匡一家文書。

記

今般地券渡方ニ付、持地老人別帳取調可差出旨、兼而相違、猶右御用掛り附屬之者巡村及説諭置候儀之處、日延而已申立、日限過去候而も何等之儀も不申出、等閑之至リニ候、右ハ調方期限も有之候条、来ル廿五日限り無相違可差出、万一地所錯雑等いたし居、調方難出来分は官員差出場所ニおゐて可取調条、右日限以前其段急度可申出候、廻状村下受印之上、至急廻達、留り可相返者也

明治六年二月十日

足柄県庁御

この廻達は、表一―五四のうち伊勢原から子易村にいたる一―か町村（二大区小七区）に向けても達せられており、これら町村がいまだに完了をみていないことを示している。同日、愛甲郡地券取調御用掛中丸重郎平は、担当区域（三大区小一区）の副区長あて急状を発し（前掲山口忠一家文書）、さらに督促を加えた。

急状ヲ以申上候、然は地券取調方村々延行ニ相成候処、村々申合、地価取扱ひ奸曲之者真価ヲ偽り候者有之旨御聞込ニ相成、至急帳面可差出旨御沙汰之上、其御村々へ御三名宛も御出役被遊候趣、昨日権令様記録局へ御来臨之上、御重役様方ヨリ内談被為在候趣ニ承知仕候間、心配罷在候処、今朝私義典事様々愛甲郡村々及遅延ニ候旨御沙汰ニ付、地券請方之儀ニ付、彼是差違居候趣承及候間、右ニ付延日ニ相成候哉之趣奉申上候処、右ハ無名ニ取調書出し可申旨、兼而達置居旨嚴重御沙汰ニ付、無余義此段奉申上候間、乍御手数御区内村々へ懇篤ヲ申論之上、下書之儘成共、且末々難決分ハ無名ニ而早々取調帳持參致し呉候様、無洩御通達御願申上候、己上

二月十日

中丸重郎平

小一区副区長 御中

これによれば、作業の遅延は、農民による金額操作などによって地代金決定に手間取っただけではなく、地券交付を機に、質地をめぐる、金主・地主間での紛争が生じ、地券名請人が容易に定まらなかったことにもよっている。